

精神障害の労災認定の考え方について

1 精神障害の成因

現行認定基準は、精神障害の成因について、下記のとおり「ストレス－脆弱性理論」に依拠している。

この考え方は、現在の医学的知見等に照らしても、適当と考えてよいか。

(認定基準 第3 認定要件に関する基本的考え方 (一部抜粋))

対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷(ストレス)と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性理論」に依拠している。

(精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書 (平成23年11月))

2 検討に当たった基本的考え方

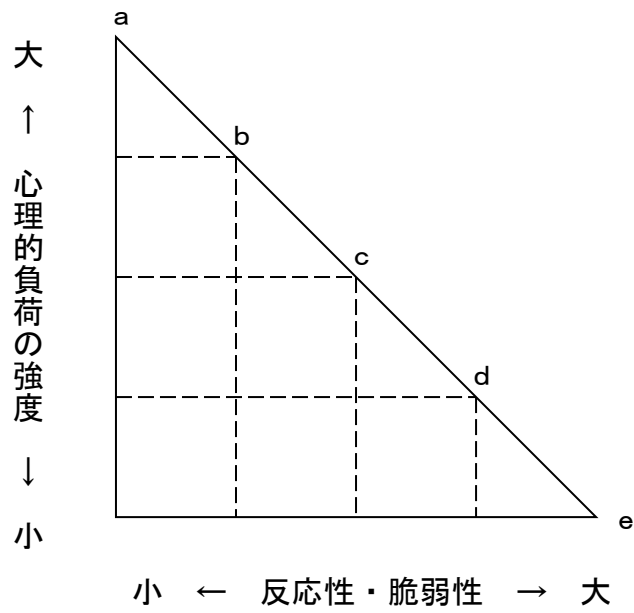
(3) 成因に関する考え方 (ストレス－脆弱性理論に基づく評価)

精神障害の成因(発病に至る原因の考え方)として、判断指針及び11年報告書が依拠している「ストレス－脆弱性理論」は、平成11年以後の精神医学上の知見を考慮しても最も有力な考え方といえ、また、裁判例においても是認されている。したがって、本検討会においても、精神障害の成因としては、「ストレス－脆弱性理論」に依拠することが適当と考える。

(注)「ストレス－脆弱性理論」は、環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという考え方であり、ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破綻が生ずるとする考え方である。

この場合のストレス強度は、環境由来のストレスを、多くの人々が一般的にどう受け止めるかという客観的な評価に基づくものによる。

心理的負荷の強度と反応性・脆弱性の関係（概念図）



(注) a、b、c、d、eはいずれも精神障害の発病ラインを示す。

2 認定要件の考え方

「ストレス－脆弱性」理論に基づくとした場合に、現行認定基準の認定要件の基本的な考え方（※）は、現在の医学的知見等に照らしても、適切と考えてよいか。

※ 精神障害を発病し、業務による強い心理的負荷が認められ、業務以外の心理的負荷及び個体側要因により発病したとは認められない場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。

※ 対象疾病の範囲や評価期間等の詳細については、次回以降検討。

（認定要件）

- 1 対象疾病を発病していること。
- 2 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

3 判断の基準となる労働者

「ストレス－脆弱性」理論に基づくとした場合に、心理的負荷の強度を客観的に評価するに当たり、どのような労働者にとっての過重性を考慮することが適切か。

（認定基準 第3 認定要件に関する基本的考え方（一部抜粋））

この場合の強い心理的負荷とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものであり、「同種の労働者」とは職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう。